

■『家族研究年報』投稿規程 (2014年5月18日改定)

1. 投稿者は家族問題研究学会会員であることを原則とする。
2. 論文の長さは20,000字(図表を含む)を基準とする。図表は5点以内を基準とする。
3. 投稿する論文は未発表のものに限る。ただし、学会等において口頭発表したものはその限りではない。また、他誌との二重投稿は認められない。
4. 論文の採否および掲載の順序は、査読に基づく審査により、編集委員会において決定する。
5. 投稿者は、審査用論文3部を、12月1日(当日消印有効)までに、家族問題研究学会編集委員会(編集委員長の研究室)に郵送で提出する(送付先住所は、学会ウェブサイトを参照のこと)。論文は、執筆要領にしたがって、必ずワープロ等で作成する。ただし、審査用原稿には、執筆者名、所属などは記載しない。
6. 投稿者は、以下の事項を記した別紙を、投稿原稿に同封する。
 - 1) 氏名(ふりがな)
 - 2) 論文題名
 - 3) 所属・職名(院生等の別)
 - 4) 住所・電話番号
 - 5) 電子メールアドレス
7. 投稿論文と関連した、あるいは重複するテーマないし同一データを用いて書かれた既発表論文、もしくは投稿中の論文があるときには、そのすべてにつきコピー1部を論文投稿時に添付する。
8. 原稿料は支払わない。掲載論文執筆者には論文掲載誌を1部進呈する。掲載論文の抜き刷りを希望する場合には実費作製とする。
9. 掲載論文の著作権は、家族問題研究学会に帰属する。掲載論文等を他の著作に転載する場合には、事前に文書等で家族問題研究学会の許可を得ること。
10. 審査の結果、掲載が決定した論文については、最終稿の提出時に原稿のファイル添付を求める。
11. 投稿された論文は原則として返却しない。